

タイ投資委員会 (BOI) は 電動輸送機器に係る恩典を復活

1 電気自動車の製造 (BEV、PHEV および HEV)



1

投資規模が
50億
バーツ以上

BEV:

法人所得税
免除

8年間 +

研究開発がある場合、
最高11年間まで
法人所得税を免除

PHEV:

法人所得税
免除

3年間

HEV:

法人所得税免除
の対象外

2

投資規模が
50億
バーツ未満

BEV:

法人所得税
免除

3年間 +

研究開発がある場合、
最高11年間まで
法人所得税を免除

PHEV:

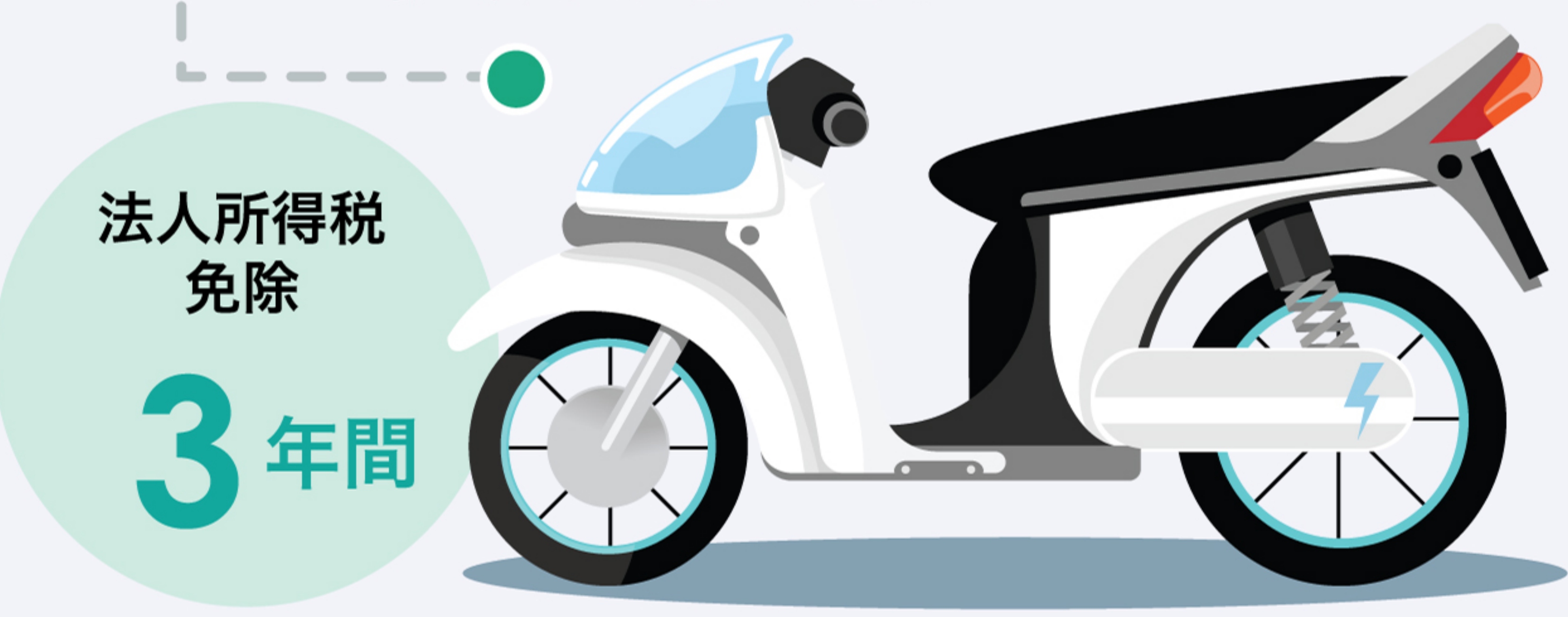
法人所得税
免除

3年間

HEV:

法人所得税免除
の対象外

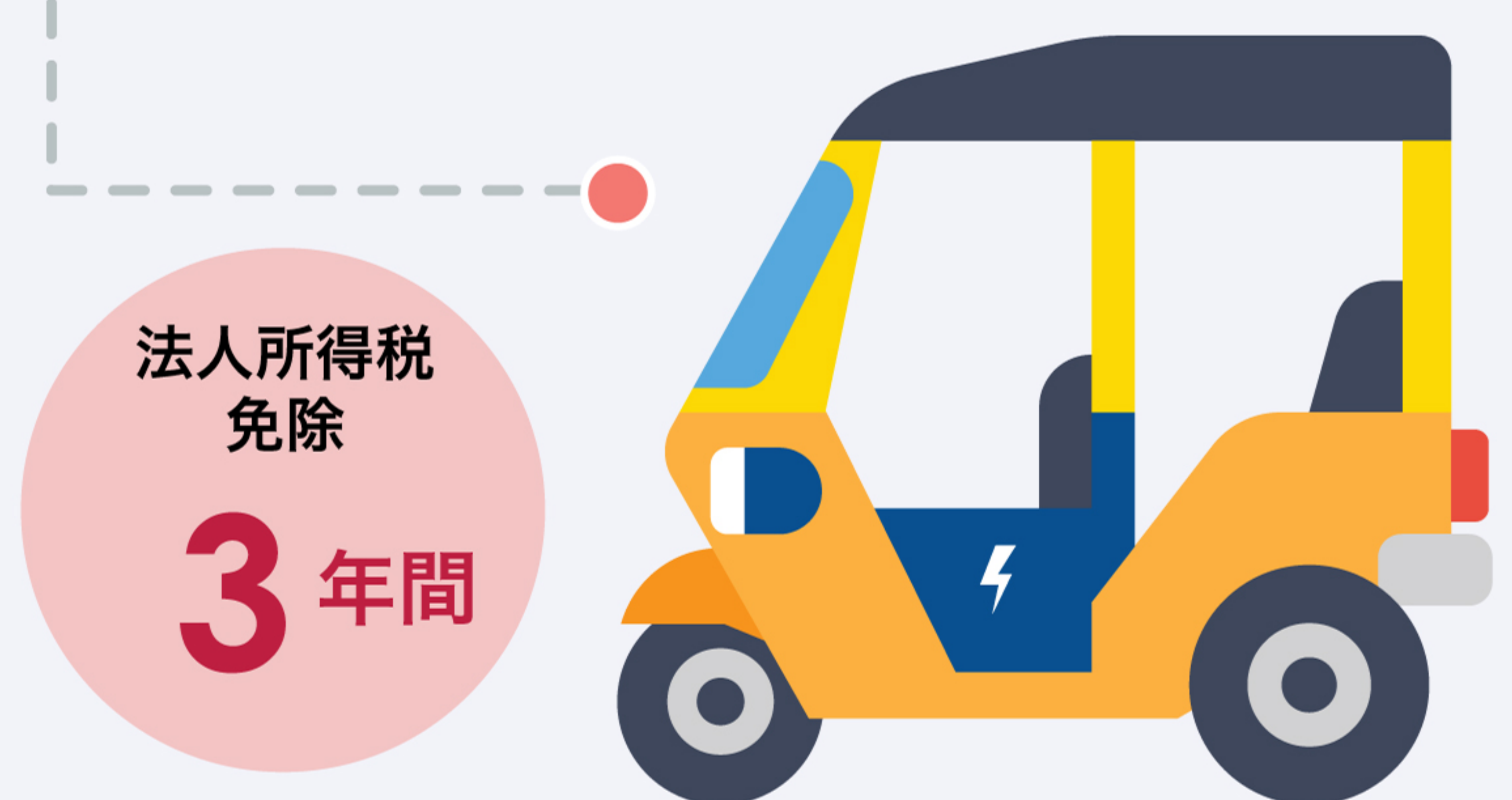
2 バッテリー型 電気バイクの 製造事業



法人所得税
免除
3年間

※指定の基準に満たせた場合、最高11年間まで
法人所得税を免除

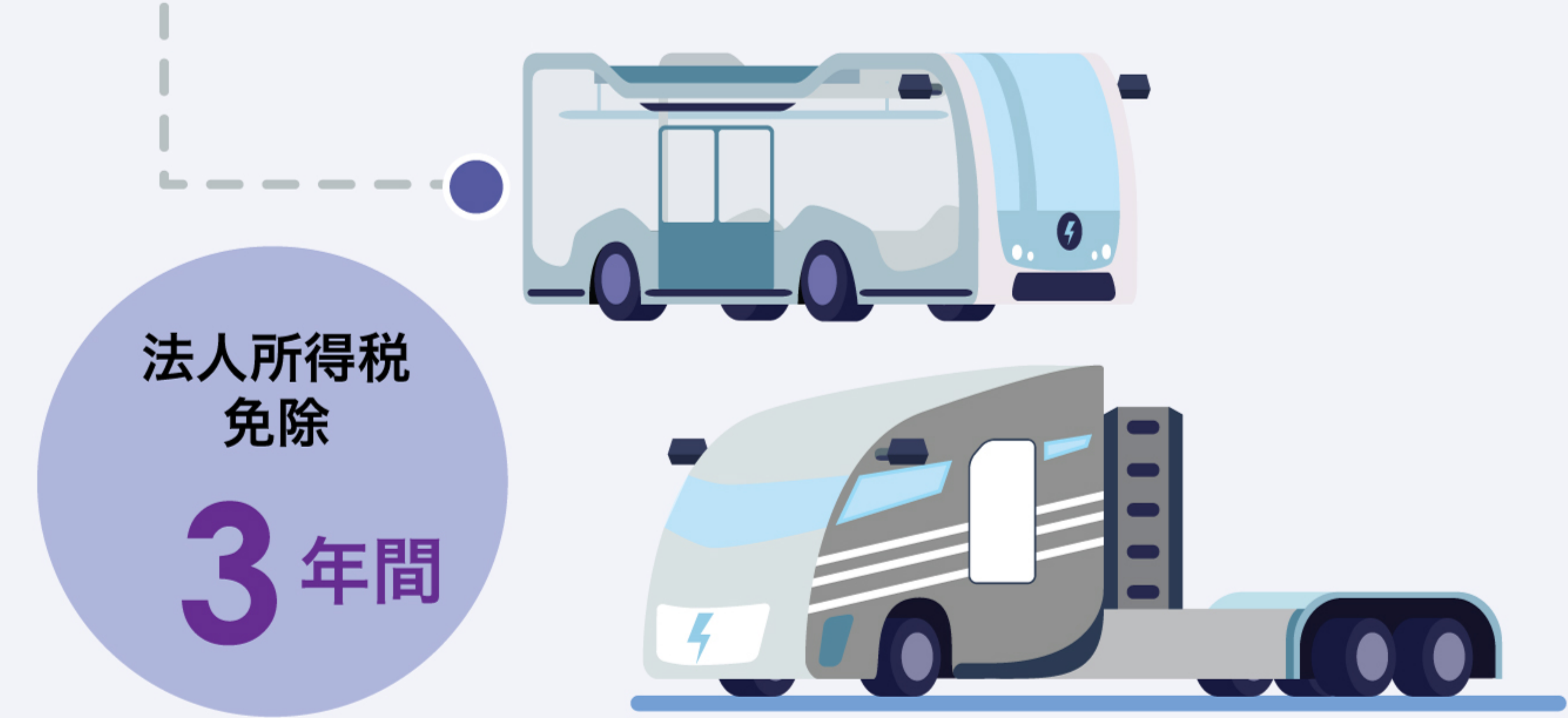
3 バッテリー型電気 三輪車の製造事業



法人所得税
免除
3年間

※指定の基準に満たせた場合、最高10年間まで
法人所得税を免除

4 バッテリー型電気バス・ 電気トラックの製造事業



法人所得税
免除
3年間

※指定の基準に満たせた場合、最高10年間まで
法人所得税を免除

5 造船または船舶の 修理事業の改定

電気駆動システムを
搭載している船まで奨励をする。



法人所得税
免除
8年間

電気自動車用部品および
備品の製造事業の改定

4つの主要部品を追加

1. 高電圧ハーネス (High Voltage Harness)
2. 減速ギア (Reduction Gear)
3. バッテリー冷却システム (Battery Cooling System)
4. 回生ブレーキシステム (Regenerative Braking System)

